区分番号Ａ３００に掲げる救命救急入院料	救命救急入院料 救命救急入院料１ （３日以内の期間）　7,825点 （４日以上７日以内の期間）　6,885点 （８日以上14日以内の期間）　5,579点 救命救急入院料２ （３日以内の期間）　9,349点 （４日以上７日以内の期間）　8,272点 （８日以上14日以内の期間）　7,002点 救命救急入院料３ イ　救命救急入院料 （３日以内の期間）　7,825点 （４日以上７日以内の期間）　6,885点 （８日以上14日以内の期間）　5,579点 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （３日以内の期間）　7,825点 （４日以上７日以内の期間）　6,885点 （８日以上14日以内の期間）　5,986点 （15日以上30日以内の期間）　6,491点 （31日以上60日以内の期間）　6,698点 救命救急入院料４ イ　救命救急入院料 （３日以内の期間）　9,349点 （４日以上７日以内の期間）　8,272点 （８日以上14日以内の期間）　7,002点 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （３日以内の期間）　9,349点 （４日以上７日以内の期間）　8,272点 （８日以上14日以内の期間）　7,002点 （15日以上30日以内の期間）　6,491点 （31日以上60日以内の期間）　6,698点 注１　病院において、自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条第１項に規定する精神保健指定医（以下「精神保健指定医」という。）又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。 ２　基本診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第62号）第九の二の⑷に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、１日につき所定点数に1,000点を加算する。 ３　基本診療料の施設基準等第九の二の⑸に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、１日につき所定点数に500点を加算する。 ４　基本診療料の施設基準等第九の二の⑹に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、１日につき所定点数に100点を加算する。 ５　当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ　急性薬毒物中毒加算１（機器分析）　5,000点 ロ　急性薬毒物中毒加算２（その他のもの）　350点 ６　基本診療料の施設基準等第九の二の⑺に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。
区分番号Ａ３０１に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料 特定集中治療室管理料１ （７日以内の期間）　11,606点 （８日以上14日以内の期間）　10,082点 特定集中治療室管理料２ イ　特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　11,606点 （８日以上14日以内の期間）　10,082点 ロ　広範囲熱傷特定集中治療管理料 （７日以内の期間）　11,606点 （８日以上14日以内の期間）　10,275点 （15日以上30日以内の期間）　10,780点 （31日以上60日以内の期間）　10,987点 特定集中治療室管理料３ （７日以内の期間）　7,317点 （８日以上14日以内の期間）　5,793点 特定集中治療室管理料４ イ　特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　7,317点 （８日以上14日以内の期間）　5,793点